

甲種防火管理「再講習」受講案内

秋田県南地区防火管理講習運営委員会

この講習は、消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づく、甲種防火管理再講習です。

1. 講習日時、場所

講習日時	会場
令和元年10月3日(木)	【横手会場】平鹿生涯学習センター (横手市平鹿町浅舞字覚町後140)

講習時間は、午後1時30分から午後4時00分までです。

(受付は、午後1時00分から1時20分までです。係員に受講票を提示してください。)

2. 受講対象者

映画館、集会場、飲食店、店舗、旅館ホテル、病院、福祉施設、複合用途ビルなど、不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物を管理する防火管理者が受講義務対象となります。

3. 受講手続

◎受講申込み期間

横手会場：令和元年8月5日(月)から9月6日(金)まで

※ 申込書は最寄りの消防署・分署にあります。

※ 申込書に払込受付証明書と裏面に顔写真を貼付の上、最寄りの消防本部・消防署・分署へ提出してください。ただし横手市消防本部では、消防署・分署での受講申込みの受付はしておりませんので、消防本部へ提出してください。

※ 顔写真は本人確認のために必要ですので、鮮明な画像であれば、大きさは問いません。

◎受講料2,500円(テキスト代など)

受講料は専用の振込用紙を使い、最寄りの郵便局・銀行からご送金ください。

(振込み手数料はご負担願います。)

振込用紙の一番右の「防火管理再講習受講申込書添付用」を受講申込書の所定の欄に糊付けしてください。

◎申し込み時に必要なもの

「甲種防火管理再講習受講申込書」「防火管理講習修了証の写し」を持参してください。

4. 受講科目

- (1) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要に関すること。
- (2) 火災事例等の研究に関すること。

5. 修了証の交付

全課程を修了した方には再講習修了証を交付します。

6. 注意事項

- 受付時間を厳守してください。
- 筆記用具は各自で準備してください。
- 急用等で休憩時間以外に一時退場する場合は、係員の許可を得てください。受講中の電話の取り次ぎはいたしません。
- 受講者の都合により受講できない場合、納入された受講料は返却しません。(テキストはお渡しします。)

※ 講習会場案内図が裏面にあります。

問い合わせ先	横手市消防本部予防課	TEL 0182-32-1218
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0183-73-3168
	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部予防課	TEL 0187-63-0316

講習会場案内図

